

赤土等流出に関する小学生向け普及啓発小冊子作成業務委託仕様書

1 業務名

赤土等流出に関する小学生向け普及啓発小冊子作成業務委託

2 業務の目的

奄美群島における赤土等流出の問題について、小学校 6 年生程度の児童にも理解しやすく、あわせて一般住民にも読みやすい小冊子を作成し、地域課題への理解促進と主体的な学びのきっかけづくりを図ることを目的とする。

また、学校教育、地域学習、イベント等で活用可能な普及啓発資料として整備するものとする。

3 業務の背景

赤土等流出は、海やサンゴ礁、地域の自然環境や暮らしに関わる課題である。鹿児島県では、赤土等流出の要因、農地対策、工事現場対策、各種開発行為時の留意事項等を整理して周知しているが、主として一般的・実務的な内容であり、児童向けに分かりやすく整理した教材的資料は十分ではない。

このため、本業務では、小学校 6 年生程度を主な対象としつつ、大人にとっても読みやすく、広く学びに活用できる小冊子を作成する。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年2月 26 日まで

5 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

ア 小冊子全体のコンセプト及び編集方針の立案

イ 対象読者に応じたページ構成案の作成

ウ 分かりやすい表現手法の提案(イラスト、図解、会話形式及び漫画的導入等を含む。)

(2) 情報収集・整理

ア 県が提供する既存資料、写真、参考情報等の確認

イ 赤土等流出に関する現状、要因、影響及び防止対策の整理

ウ 奄美群島の実情を踏まえた内容とするため、地元在住の研究者、関係団体、NPO 法人その他関係者への聞き取り又は助言の聴取

エ 必要に応じた地域の取組事例の収集

(3) 原稿作成

ア 小学校 6 年生程度の児童が理解できる平易な文章による原稿作成

- イ 必要に応じたふりがな、注釈、用語説明の付与
- ウ 学校現場や家庭で活用しやすい表現への調整
- エ 県との協議を踏まえた原稿修正

(4) デザイン・制作

- ア 表紙、本文のデザイン及びレイアウト制作
- イ 図表、イラスト、模式図等の作成
- ウ スマートフォン、タブレット、パソコンでの閲覧を想定した視認性の確保
- エ 県保有写真の活用及び必要に応じた追加素材の選定又は撮影
- オ 地域人材の起用

※受託者は、本小冊子に奄美群島の地域性及び生活者の視点を適切に反映するとともに、地域人材の活用を図るため、デザイン、イラスト、編集、写真撮影その他の制作工程について、原則として、奄美群島内に在住し、又は活動拠点を有するデザイナー、イラストレーター又はクリエイター等を起用すること。

起用する者については、氏名又は事業者名、活動拠点、担当業務及び関与する工程を企画提案書に記載すること。ただし、専門性、業務実施体制その他やむを得ない理由により起用が困難な場合は、その理由及び奄美群島の地域性を成果物に反映するための代替方法を企画提案書に記載すること。

(5) 校正・調整

- ア 県との打合せ及び進捗共有
- イ 県内部確認を踏まえた修正対応
- ウ 誤字脱字、事実関係、表記統一等の校正

6 小冊子の基本仕様

(1) 対象

主な対象は小学校 6 年生程度とする。

ただし、一般住民にとっても理解しやすい内容・表現とすること。

(2) 判型

原則として B5 判を想定する。

ただし、より効果的な普及啓発につながる場合は、他判型の提案を妨げない。

(3) ページ数

8 ページ以上とし、表紙を含むものとする。

なお、印刷物として制作する場合の裏表紙への掲載内容は任意とする。

(4) 色数

カラー又は 2 色刷りを想定する。

ただし、内容の分かりやすさ及び予算の範囲内で最適と考えられる仕様を提案する

こと。

(5) 内容構成

次の要素を盛り込むことを基本とする。

- ア 赤土等流出とは何か
- イ なぜ起こるのか
- ウ 海や生きもの、暮らしへの影響
- エ 地域で行われている対策や工夫
- オ 自分たちにできること
- カ さらに学ぶための導線(県ホームページ等への案内)

(6) 表現上の留意点

- ア 難解な行政用語や専門用語の多用を避けること。
- イ 児童の理解を助ける図解や視覚表現を工夫すること。
- ウ 恐怖訴求に偏らず、「知る」「考える」「行動につなげる」構成とすること。
- エ 学校での配布・活用を想定し、学習教材としても使用しやすいものとする。

7 デジタル成果品

本業務の主たる成果品はデジタルデータとし、次のとおり作成すること。

- ア 県ホームページ等への掲載が可能なPDF データ
- イ 閲覧環境に配慮した容量及び解像度とすること
- ウ 必要に応じてQRコード、リンク先案内等を配置すること

8 印刷物の取扱い

部数は 6,000 部程度を目安とし、主な配布先は小学校を想定する。残部がある場合はイベント等での配布も想定する。

9 成果品

受託者は、業務完了時に次の成果品を提出するものとする。

- (1) デジタルデータ(PDF) 一式
- (2) 印刷用 PDF データ 一式
- (3) 業務実施報告書 一式
- (4) 使用した写真、図表、イラスト等の権利関係整理表 一式
- (5) 小冊子(印刷物)

10 著作権等

- (1) 成果物等に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととする。

また、本事業の成果物等についての著作権は受託者に帰属するものとし、委託者が公益目的で成果物を使用する場合には無償で使用できることとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、鹿児島県と協議して決定する。

11 再委託

本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

ただし、業務の一部について、あらかじめ県の承認を得た場合はこの限りでない。

12 その他

(1) 受託者は、業務の遂行に当たり県と十分に協議し、その指示に従うこと。

(2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県と受託者が協議の上、定めるものとする。

(3) 成果品であるデジタルデータ(PDF)は納品後、県のホームページに掲載する。

掲載先：<http://www.pref.kagoshima.jp/aq01/chiiki/oshima/kurashi/akatutiryusyutu.html>

